

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

1. 趣旨

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「口座登録法」という。）の施行等に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）について、所要の改正を行う。

2. 内容

（1）公金受取口座の利用開始について

- 口座登録法に基づき、公的給付の支給等（同法第2条第2項に規定する公的給付の支給等をいう。以下同じ。）の迅速かつ確実な実施を目的として、以下の仕組み等が創設された。
 - ・ 預貯金者は、内閣総理大臣に申請をして、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座の登録を受けることができる（口座登録法第3条）。
 - ・ 行政機関の長等（※1）は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座情報（※2）の提供を求めることができる（口座登録法第9条）。

（※1）地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会を含む。

（※2）公的給付支給等口座情報とは、次に掲げる事項のことをいう。

- ①金融機関及びその店舗の名称
- ②預貯金の種別及び口座番号
- ③名義人の氏名

- これに伴い、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「組合等」という。）が行う年金給付についても、受給権者が、その受取口座として、口座登録法第3条の規定等に基づき登録した預貯金口座の利用を希望する旨の意思の有無等を確認する必要があることから、当該公的給付の支給等の申請等に係る書類の記載事項や申請様式等に関する規定の整備を行う。

（2）経理規定

- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）による地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条の2の新設により、厚生年金保険の脱退一時金の請求者であって、組合員期間が1年以上であり、かつ、公務障害年金等の受給権を有したことがない日本国籍を有しない者に対し、新たに一時金制度が創設されたことに伴い、組合等が経理処理に必要となる勘定科目の整備を行う。

3. 根拠法令

- 地方公務員等共済組合法第26条及び第146条

4. 施行期日等

- 公 布：令和5年3月22日
- 施行期日：令和5年3月22日